

三重県低入札価格調査マニュアル

1. 目的

低入札価格調査マニュアル（以下「本マニュアル」という。）は、工事の品質確保および不良・不適格業者の排除等に資するため、三重県低入札価格調査実施要領（以下「要領」という。）第6条第1項の調査を実施する際の調査方法及び内容を定めたものである。

2. 適用対象

本マニュアルは、要領第2条の対象工事のうち、要領第3条の調査基準価格を下回った入札者に対して適用する。

3. 調査方法

(1) 本マニュアルに基づく調査（以下「本調査という。」）は、入札が執行された日から実施することとし、可及的速やかに入札者からの事情聴取、関係機関等への照会等の調査を完了する。

(2) 本調査は、下記の手順で実施するものとする。

落札の決定を保留した段階で、落札候補者については、要領第6条の調査の対象である旨申し述べ、工事費内訳書の提出を求める。但し、参加資格がないことが明らかである場合は、資料提出は求めないこととする。

資料（別記様式1～14）を作成し、原則として3日以内に発注機関の長あてに入札者の責任者等から提出するよう求める。

資料の受領後、本マニュアル「4. 調査内容」に基づき事情聴取を行う。事情聴取は、入札者の責任者（支店長、営業所長等）から行う。

要領第10条第1項により次順位者の調査が必要となった場合は、3. 調査方法(2)以降の同様の手続きによる。

(3) 本調査の実施に際し、本マニュアルで定められた資料提出等が行われなない場合は、調査対象者に対し期限を定めて積極的な説明を求め、これに応じないときは、「不適格な入札者」として要領第7条の審査会に報告する旨申し述べる。

4. 調査内容

本調査においては、要領第6条の「調査の実施」における調査内容のうち、とくに次の内容について重点的に調査を行い、判定の基礎資料を作成するものとする。

(1) 当該価格で入札した理由

当該入札価格で当該工事が安全で良質な施工が可能かを確認する。また、当該価格で入札した理由を、労務費、手持ち工事の状況、当該工事事務所・倉庫との関係、手持ち資材の状況、手持ち機械の状況、下請業者等の協力等からの面から調査する。

(2) 入札金額の積算内訳

「入札金額の積算内訳（様式2、様式2の1）」について以下の調査を行う。

仕様及び数量

仕様書に対応する積算内訳となっているか。

設計図書での要求事項を理解して見積を行っているか。

指定の数量によって積算されているか。

(数量の指定のない場合は、業者の数量は妥当か。)

指定の工法によって施工しているか。

(任意工法の場合は、その工法に安全性等の点で問題はないか。)

総合評価方式で、工法変更の提案をしている場合、それが見積もりに適正に反映されているか。

資材単価、労務単価又は市場単価

資材単価、労務単価又は市場単価について、発注者の単価に比し相当程度低いと認められる場合は、当該単価の設定理由を記載した書類等の提出を求めるなど詳細な調査を行う。

下請業者との関係

下請業者を予定している場合には、予定している「施工体制台帳(様式3-1)及び施工体系図(様式3-2)」及びその下請業者からの見積書等の提出を求め、下請に係る見積額が入札金額の積算内訳に正しく反映されているか確認する。

以下の場合には、その理由を記載した書類等の提出を求め、これに基づき詳細な調査を行うとともに、必要に応じて下請業者のヒヤリングを実施する。

- (a) 下請業者の見積金額が入札金額の積算内訳に適切に反映されていない場合
- (b) 下請業者の見積書等の工事内容(規格、工法及び数量等)が明確でない場合
- (c) 下請業者の資材単価、労務単価又は市場単価について、発注者の単価に比し相当程度低いと認められる場合

安全対策

安全管理費等の共通仮設費の計上は不適當ではないか。(特に、指定仮設についての調査は入念に行うこと。)(様式4)

現場管理費

現場管理費の計上は不適當ではないか。

技術者の従業員手当等が適切に計上されているか。

一般管理費

一般管理費について、発注者の価格に比し相当程度低いと認められる場合は、当該価格の設定について確認を行う。

(3) 手持ち工事の状況

手持ち工事の状況(様式5, 様式5の1)、配置予定技術者(様式6)の内容について、以下の調査を行う。

契約対象工事付近における手持ち工事(様式5)及び契約対象工事に関連する手持ち工事(様式5の1)の状況から間接費の節減が可能か。

(具体的には、営繕損料、現場管理費等の節減が可能かどうか。)

技術者の配置(様式6)

工事予定箇所に関連する技術者(監理技術者等)について、配置予定を確認し、

他の手持ち工事の状況との関係を確認する。

予定技術者について、名簿の提出を求め入札者との雇用関係の確認を監理技術者資格者証の写し又は会社名と雇用期間が明記されている保険証等の写しにより確認する。

予定技術者については、入札申込受付最終日以前3ヶ月以上の雇用を確認する。

尚、専任の担当技術者については、3ヶ月雇用は求めないものとするが、直接的恒常的雇用関係であること、共通仕様書で定めている主任技術者としての資格を有していることを資格者証の写しや会社名と雇用期間が明記されている保険証等の写しにより確認する。（担当技術者は、監理技術者の要件や、入札参加資格における施工実績等は求めない。また、JVにおいても、担当技術者は1名でよいものとし、代表者、構成員の有無は問わない。また、担当技術者は、品質確保と契約後の低入札価格調査に協力してもらう目的で配置することから、現場に常駐が困難なため、担当技術者は現場代理人との兼務は認められない。また、担当技術者は、病休、死亡、退職等の極めて特別な理由に限り、変更できるものとする。）

(4) 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関連

「契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関連（様式7）」の内容について以下の調査を行う。

監督業務及び資機材運搬・監理等において、地理条件等を鑑み、経費等の節減が可能かどうか確認する。

緊急時の対応等、安全管理に優位性があるかを確認する。

(5) 手持ち資材の状況

「手持ち資材の状況」において、手持ち資材を当該工事で活用するとしている場合は、具体の数量・活用方法及び保管状況を写真等で確認するとともに、低価格との関連性について確認する。

【具体例】

- (a) 仮設鋼矢板及び支保材、足場材、その他二次製品の活用をする。
- (b) コンクリート用型枠等を活用する。
- (c) 安全管理資材を保有している。
- (d) 契約対象工事に関連する手持ち資材の活用に優位性がある。

(6) 資材購入先及び購入先と入札者との関係

「資材購入先及び購入先と入札者との関係（様式9）」において、当該工事で使用する資材について、低価格での調達が可能としている場合、その根拠を、資材販売店等の作成した見積書により確認する。確認出来ない場合は、取引先の意向を確認する。

【具体例】

- (a) 手形取引でなく現金決済による値引きが可能である。
- (b) 系列会社あるいは協力会社からの取引がある。
- (c) 永年にわたり取引がある。

(7) 手持ち機械数の状況

「手持ち機械数の状況（様式10）」において、当該工事において手持ちの建設機

械等を使用するとしている場合は、所属等を証する資料等で確認する。

【具体例】

- (a) 手持ちの建設重機械等の活用が可能であり、損料計上が優位にある。
- (b) 資産償却が終わっており、損料が不要となる。
- (c) 系列会社からの取引、又は永年にわたり取引がある。

(8) 労務者の具体的供給見通し

労務者の確保計画（様式11）及び配置（様式12）の内容について、以下の調査を行う。

労務者について、確保計画及び配置予定によって適切な施工が可能かを確認する。

(9) 過去に施工した公共工事名及び発注者

「過去に施工した公共工事名及び発注者の状況（様式13）」の内容について、以下の調査を行う。

三重県発注工事については、低入札受注工事の実績があれば報告させ、工事評価点を調査し、必要であれば、更に追加資料を求め調査を行う。

また、過去に施工した公共工事の中で、特に留意すべき工事があった場合は、過去の工事の施工体制台帳や請負代金内訳書等の提出を求め、内容について確認を行う。

(10) 建設副産物の搬出地

「建設副産物の搬出地の状況（様式14）」について、以下の調査を行う。

建設副産物の搬出予定地や処理体制等が発注仕様書等に合致しているかを確認する。

適正な処理を行っている搬出地を選定しているかを確認する。（処理価格も含む）

5 . 調査内容を踏まえた再積算による評価

本調査第4項の調査結果を踏まえ、下記により「認める事項」を抽出し、県の積算項目に置き換えて再積算を行い、業者入札金額と再積算結果の差額が許容できる範囲か否か(再積算結果の5%の範囲内)を検証する。

調査項目	調査内容	判定基準	判定結果	適否	認める事項
仕様及び数量工法	仕様書に対応する積算内訳となっているか。	積算項目の漏れは 不適格 とする。 但し軽微なもの等は除く。			
	設計図書での要求事項を理解して見積を行っているか。	要求事項からの逸脱は 不適格 とする。 但し軽微なもの等は除く。			
	指定の数量によって積算されているか。	指定の数量が満たされていなければ 不適格 とする。			
	数量の指定のない場合は、業者の数量が妥当か。	資材等の数量が妥当であれば業者の数量を適用することができる。			
		歩掛等の数量は本調査第4項(8)号等により、不相当であれば業者設定数量を適用することができない。			
指定の工法によって施工しているか。	指定工法からの逸脱は 不適格 とする。				
	なお、任意工法の場合はその工法に安全性等の点で問題があれば、業者設定工法を適用することができない。				

調査項目	調査内容	判定基準	判定結果	適否	認める事項
資材単価 労務単価 又は市場 単価	資材単価は妥当か。	本調査第4項(2)の号、(5)号、(6)号調査等で 妥当性が確認されれば、業者設定価格を適用 することができる。			
	労務単価は妥当か。	本調査第4項(2)の号、(8)号調査等で 妥当性が確認されれば、業者設定価格を適用 することができる。			
	機械損料等は妥当か。	本調査第4項(7)号調査等で 妥当性が確認されれば業者設定価格を適用 することができる。			
下請業者との関係	下請業者を予定している場合には、その下請業者からの見積書等の提出を求め、下請に係る見積額が入札金額の積算内訳に正しく反映されているか。	下請業者の見積金額が入札金額の積算内容に適切に反映されていない場合は 不適格 。			
		下請業者の見積書等の工事内容(規格、工法及び数量等)が明確でない場合は 不適格 。			
		下請業者の資材単価、労務単価又は市場単価について、発注者の単価に比し相当程度低いと認められる場合は、前記単価判定基準に準ずる。			
共通仮設費	計上は不適當ではないか。	指定仮設等の積み上げ項目については、 直接工事費の判定基準 に準ずる。			
		率計算に係る部分で、本調査第4項(3)号、(4)号等で経費の節減が確認できる場合は、業者設定価格を適用することができる。			
現場管理費	計上は不適當ではないか。	本調査第4項(3)号、(4)号等で経費の節減が確認できる場合は、業者設定価格を適用することができる。			
一般管理費	発注者の価格に比し相当程度低いと認められる場合の、当該価格の設定理由は妥当か。	合理的な理由があれば、業者設定価格を適用することができる。			

6．要領第9条の審査会への報告

本調査に準じ低入札価格調査報告書を作成するとともに、第5号調査の再積算結果、並びに不適格項目は報告書に添付するものとする。

附記 この調査マニュアルは、平成14年6月1日から施行する。

附記 この調査マニュアルは、平成19年4月1日から施行する。

附記 この調査マニュアルは、平成20年6月1日から施行する。